

公判記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大（諮問事項第二）に関する資料

第1 要件の緩和

刑事被告事件の係属する裁判所は、第一回の公判期日後当該被告事件の終結までの間において、当該被告事件の被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。）若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、当該被告事件の訴訟記録の閲覧又は謄写の申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、閲覧若しくは謄写を求める理由が正当でないと認める場合又は犯罪の性質、審理の状況その他の事情を考慮して相当でないと認める場合を除き、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせるものとする。

第2 対象者の拡充

- 1 刑事被告事件の係属する裁判所は、第一回の公判期日後当該被告事件の終結までの間において、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者から、当該被告事件の訴訟記録の閲覧又は謄写の申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、(1)又は(2)に掲げる者の損害賠償請求権の行使のために必要があると認める場合であって、犯罪の性質、審理の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせることができるものとする。
 - (1) 被告人又は共犯により被告事件に係る犯罪行為と同様の態様で継続的に又は反復して行われたこれと同一又は同種の罪の犯罪行為の被害者
 - (2) (1)に掲げる者が死亡した場合又はその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹
 - (3) (1)に掲げる者の法定代理人
 - (4) (1)から(3)までに掲げる者から委託を受けた弁護士
- 2 1の申出は、検察官を経由してしなければならないものとする。この場合においては、1の(1)から(4)までに掲げる者に該当することを疎明する資料を提出するものとする。
- 3 検察官は、1の申出があったときは、意見を付し、かつ、2の規定により提出を受けた資料があるときはこれを添え、裁判所に送付するものとする。